

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	菟谷 地区 (菟谷、細野、西明、東西原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、4集落で構成されており、集落営農法人が3団体、その他、任意集落営農組織や認定農業者、他地区組織等の耕作者と多くの個人農家で営農を行っている。

集落営農法人は当面問題が無いと思われるが、構成員の高齢化や兼業化に伴う後継者不足も加速し、農業継続と併せ農地及び農業用施設など保安全管理を担う人材の不足が懸念されるため、一集落では以前より将来を見据えて話し合いを進めている。また、地域全体が山際の傾斜地にあることから除草作業等が課題となっており、年々獣害対策も深刻な問題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大半の集落は現状維持を目指しているが、個人経営者も多数いることから集落の将来を見据え、土地持ち非農家を含め、若手や定年者が参画しやすい集落営農の組織化を検討する。また、スマート農業の導入により、若年層が農業に関わりやすい環境を整え、次世代が農業経営を継承しやすい環境整備を計画する。

主要作物である米、麦、大豆に加え、そば、銀杏、飼料、更に、収益性の高い作物の栽培をさらに進めるとともに、担い手への農地の集約化をさらに進めて、若い就農者を確保するためにも地域全体で経営体の合併等も検討する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	251.31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	251.31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域内の農業を担う者への経営農地の更なる集約化を目指し、隣接する地区の所有者の意向も確認しつつ、原則として、農地中間管理機構を通して貸し付けていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業の担い手が諸事情により営農の継続が困難となった場合には、地域計画の見直しを行い、農地の一時保安全管理や新たな受け手への貸し付けができるよう、機構を通じて進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

当地区は、山際で各農地の高低差も大きいことから、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業は現在の段階では検討していない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外からの多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成することや、既存の営農組織の再生化などの検討にも取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

防除作業等の農作業の効率化を図れる場合は、農業協同組合等への委託による省力化の検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携	⑩その他

【選択した上記の取組方針】